

者を代表するローカー使節団が来日し、マグロ問題の解決策について提案があつたり、或いはわが国から缶詰業者の代表が渡米し、米国内の有力者とマグロ問題について話し合いを行なう等、内外ともいろいろな事件があつたが、とにかく大事に至らず、昭和二十八年には塩水漬一五〇万函、油漬二、三万函の生産を行ない、アメリカ市場に一五〇万函、その他市場に一二万函の輸出を行ない、マグロ缶詰業者の数も七三社に達したのである。

輸出価格も、この年の一月の八ドル五〇から十二月には一ドル二〇、翌年昭和二十九年の二月には一二ドル二〇と値上げを行ない、アメリカ向け販売は非常に順調で、またその他市場向け輸出も、一二万函に達する状態であつた。

しかるに昭和二十九年の三月上旬、アメリカのビキニ環礁で水爆実験が行なわれた結果日本マグロ船第五福竜丸が被災し、世界的な問題をひき起すとともに、実験水域附近の漁場は、放射能に汚染され、日本国内は勿論世界の人人々にマグロに対する恐怖を抱かせることとなつた。特にアメリカの主婦は、放射能を怖れ、日本品を買控えたため、マグロ缶詰の輸出は一時、停滞状態に陥つた。

わが国では、官民一体となり放射能の被害を減らすべく、

農林大臣の認可制となつた。

このような輸出振興態勢の法制化により、昭和三十年度は、前年度の販売不振による在庫過大のため、米国内生産量については八〇万函に定められた。

この年は、前年のビキニ水爆問題による値下げ販売に対し、米国内業者のダンピングの告発が行なはれ、財務省の関税鑑査官が来日、マグロ缶詰会社の実態調査を行なつたり、また六月には、米国内缶詰会社のスターキスト社が、マグロ塩水漬缶詰の税率は非憲法的であるとして、ニューヨーク税関に訴訟したり、各種の輸入制限法案が米国内閣に提出されたが、いずれも万全の対策により大事に至らなかつた。この年の注目すべき事件は、このような米国内業者の輸入制限運動に対し、米国内務省次官補のマーチン氏が、関係業者に対して、政府のマグロ問題に対する考え方を明示した書簡を発表したことである。

このマーチン氏の書簡は、

(一) 現状では、如何なる方法によつても、輸入制限を行なうことは不可能であること。

(二) 日本のマグロ缶詰産業における労賃水準を改善するよう、日本政府に要望する。

船検査を実施し、日本マグロの無害であることを海外に宣伝し、P・Rしたが、需要の減退、価格の下落を招き、国内では在庫が増大する一方、国内の金融機関がこのような状態に極度の不安を抱き、金融引締めを図つたため、マグロ缶詰業者は、重大な危機に直面するに至つた。缶詰業者の被害は、直接、間接的被害を合せ、一〇億円近い数字に達しているものと推定される。

とにかくアメリカ向輸出品だけで、五月末の在庫は六四万函に達し、缶詰業者は、ホワイトミート、ライトミートとも、各々一ドル五〇セント、六五セントと大巾な値下げを行ない、販売の促進に努力したが、折悪しくこの年の夏は涼しく、食肉製品の値下り、米国内州の豊漁と在庫の増大といった全くの悪条件が重なり、販売に非常に困難をきわめた。

このような状況から、缶詰、冷凍両組合より専務理事が渡米し、対米市場の現地調査を行ない、また十一月には、輸出商社を数社に限定して販売する等販売対策を実施したが売れ行きは不振で、翌年度(昭和三十年度)に五七二千函を繰越すに至つた。

輸出水産業の振興に関する法律の制定と日本缶詰輸出水産業組合の設立

このような折衷、かねてより缶詰業者が要

市場における宣伝、広告、市場の開発運動に関し、米国内業者として財政的な面で協力するよう、日本政府に提案する準備がある。

といった内容のもので、これは当時渡米中の農林大臣にも伝達され、丁度このときわが国の缶詰及び冷凍業界から派遣されていた親善使節団も、このマーチン氏の指摘した目的の共同宣伝問題について、アメリカの関係業者と話し合いを行なつた。これが後の日米共同宣伝計画の発端となつたのである。

ガット関税交渉と、マグロに対する新税率及びグローバル・クォーター制の適用

昭和三十年における最も大きな事件として、対内的には、前記の「輸出振興法」の制定によるマグロ輸出振興態勢の法制化があげられるが、対外的には、ガット関税交渉が大きな問題として取り上げられる。

米国内では既に昭和二十九年(一九五四年)十二月、関税委員会及び相互情報委員会、ガット交渉の準備として、マグロ関係につき公聴会を開催し、税率の引下げ譲許について国内業者より意見を聴取している。この公聴会に対しては、わが国の缶詰、冷凍両業界から弁護士を立て、善処を行なつた経過があ

望していた、「輸出水産業の振興に関する法律」が昭和二十九年五月二十九日、第一九国会で可決され、十二月一日より施行されることになつた。

この法律の設定に当つては、加工度の高いマグロの輸出振興を要望した缶詰業者の発案に対して、冷凍マグロ業者およびカツオ・マグロ業者が反対し、紆余曲折したが、とにかくこの法律の施行により、マグロを含む水産物の輸出振興態勢が法制化されるに至つた。

この法律にもとづいて、マグロ缶詰業者は農林大臣に製造施設等について登録を行ない、また昭和三十年三月三十一日には新法にもとづく日本缶詰輸出水産業組合(設立認可は、昭和三十年五月十八日)が設立され、従来の「日本缶詰工業協同組合」が行なつていた事業を引き継ぐこととなつた。そして昭和三十年度以後は、貿易管理制度の運用による「対米輸出調整」は廃止され、この組合がマグロ缶詰の生産、販売、輸出全般にわたる調整方法を「調整規程」に定め、農林大臣の認可のもとに実施することとなつた。また既存の集荷、共同販売機関である「東京缶詰販売(株)」は、調整規程にもとづく、組合の指定販売機関として、組合の定める委託販売等の規定により、業務を実施することとなつた。

この交渉は、六月に妥結し、米国内業者の輸入品に対し次の通り譲許し、同年九月、日本のガット加入が正式に発交するとともにこの新税率が適用された。

凍マダゴの無税バインド譲許を要求した。

マグロ油漬缶詰	ガット税率	旧税率
三・五%	三・五%	四・五%
〃 塩水漬缶詰	一・二・五%	一・二・五%

但し、塩水漬缶詰については、前歴年における米国内のマグロ缶詰の生産高の二〇%を超える輸入については、二・五%とする権限を大統領が保留する。

冷凍ビンナガマグロ 無税措置
その他の冷凍マグロ (ガット税率は決められなかつた)
即ち、油漬缶詰については、従来の四五パーセントから、三五パーセントと一〇パーセント引下げられたが、逆に、塩水漬缶詰に対しては、従来は、米国内とアイスランドの協定により一・二・五パーセントとなつており、日